

☆限度額適用認定証というしくみがあります☆

事前に手術を行うことが分かっている時など、高額な診療を受けると分かっているときは限度額適用認定証という制度がありますのでご利用ください

同じような制度に、高額療養費制度というものがあり、これは高額な医療を受けられた際に、ある一定の基準をもって支払われた窓口負担金が還付（払い戻し）されるしくみです。しかし、この制度ではいったん窓口で全額支払わなければならない負担が大きくなってしまいます。

そこで、高額な診療を受けるときはあらかじめご加入の公的医療保険へ申請して「限度額適用認定証」の交付を受け、保険証とともに受付に提示してください。

医療機関等の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、ひとつの医療機関での1ヶ月の窓口支払いが自己負担限度額までになります。ただし、食事代や保険が適用されない差額ベッド（個室）代などは別に費用がかかります。

（限度額は住民税の課税状況や世帯の所得により異なります。また、世帯合算や多数回該当などの負担を軽減するしくみもあります）



(例) 自己負担限度額表(70歳未満の方)

| 負担区分 | 自己負担限度額(月額) |
|---|--|
| ア：年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 保：旧ただし書き所得 901万円超 | 252,600円 + 総医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 |
| イ：年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円 | 167,400円 + 総医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 |
| ウ：年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円 | 80,100円 + 総医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 |
| エ：～年収約370万円 健保：標報26万円以下 保：旧ただし書き所得210万円以下 | 57,600円 |
| オ：住民税非課税の世帯 | 35,400円 |

限度額については、70歳以上75歳未満、および75歳以上の方で限度額が異なりますので、各保険者へお問い合わせください。

※平成24年4月1日からは、外来診療においても、入院したときと同様に「限度額適用認定証」を利用できるようになりました。

☆ 外壁調査・補修用の足場組み立てのお知らせ ☆

下記日程にて、外壁調査用の足場を建物前面に組立させていただきます。組み立ておよび作業時、解体の際は大きな騒音が発生したり、ホコリが発生いたします。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願い致します。

日程 2019年3月23日(土)から約2か月間

新河端病院 理念

信頼と安心の医療

- ・患者様に感動をしていただける医療を実践します
- ・患者様に選んでいただける病院づくりを実践します

「患者さまの権利」

患者さまには次のような権利があります。私たちはその権利を尊重するような医療を行います。

- ・医療を受ける権利
- ・知る権利
- ・自分で決定する権利
- ・プライバシーを守られる権利

医療法人 医修会 新河端病院